

第1章 清水町景観計画の概要

1-1 策定の意義

清水町は豊富な湧水からなる柿田川が流れ、その美しく特徴的な景観は町のシンボルとなっています。また、富士山や徳倉山など周囲の山々の眺望景観、狩野川や黄瀬川、境川などからなる雄大な河川景観等を有し、自然の豊かな景観に恵まれた町です。

用水がそこかしこに流れる田園景観や、みどり豊かな屋敷林・社寺林を持つ集落や社寺などは、農業を営み成長した町の歴史を伝えています。

一方、国道1号が横断し大きな都市に隣接する良好な条件により、多くの工場や沿道型の大規模な商業施設が次々に立地するとともに、住宅都市としても発展してきました。市街化が進展するにつれ、景観への配慮に欠けた建築物等の増加、農地の転用による田園景観の消失など、景観上の様々な課題が見られるようになりました。

清水町の豊かな自然の景観や暮らす人々が作りあげた景観を守り、育てることは、町への愛着を育むとともに、町の格を上げ、町の将来像である「ここちよく住み続けたいまち」を実現する大切な要素となります。

このような観点から、清水町における景観づくりの考え方や目標、基本方針を示すとともに、町民・事業者・行政がひとつとなり、景観づくりに取り組む指針となる清水町景観計画（以下、本計画という）を策定しました。

本計画をスタート地点として、清水町の持つ景観上の様々な課題に対応するとともに、魅力ある景観づくりを積極的に進め、美しく持続可能な景観まちづくりを進めていきます。



図 清水町周辺

1-2 位置づけと役割

本計画は、「第4次清水町総合計画」に即すとともに、「東駿河湾広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」や「第2次清水町都市計画マスタープラン」等に適合し、さらに、県土全体の景観づくりの指針と主要方策などを体系的に示した「新静岡県景観形成ガイドプラン」とも連携・調整を図ることとしています。

また、本計画は、景観法（以下、法という）に基づく景観計画であることに加え、清水町における景観の目標や方向性を示す景観づくりのマスタープランの役割を兼ねるものがあります。

これらの位置づけを踏まえ、景観づくりの方向性を示すとともに、町民・事業者・行政が連携して景観まちづくりを進めていくための共通の指針としての役割を担います。

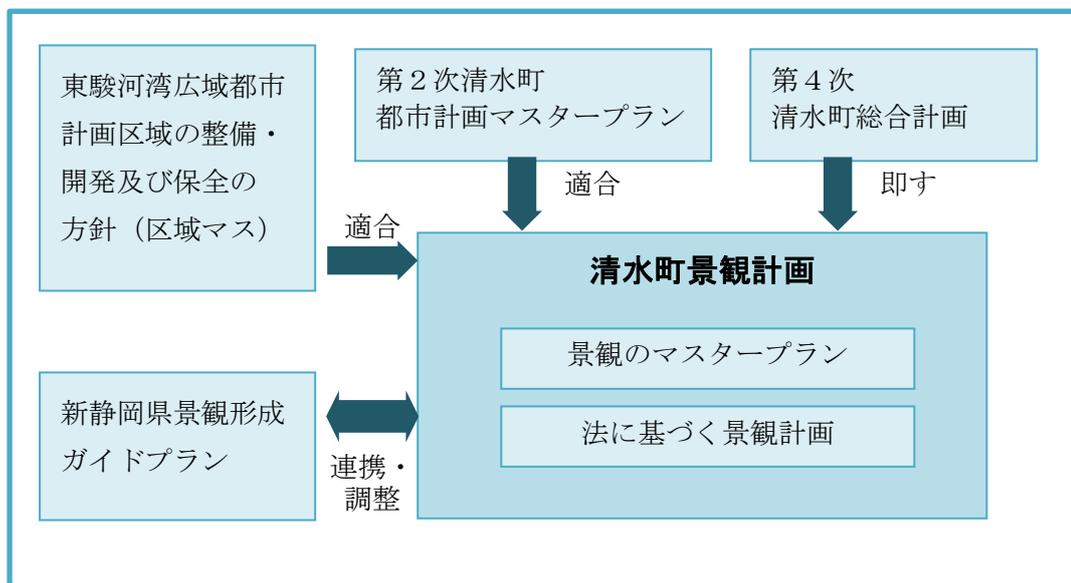


図 計画の位置づけと役割

1-3 清水町の景観特性

景観特性を以下に整理します。

(1) 立地条件と歴史的背景

- ・清水町は、静岡県東部地域の駿東郡に属し、伊豆半島の基部に位置しています。南西は沼津市、東は三島市、北は長泉町に接しています。
- ・町の南部に徳倉山、中央部に本城山を有するほかは、大半は標高 10~20mの平坦地であり、米作を中心とした農村として成長してきました。
- ・明治 17 年には 12 の村が集まって組合村をつくり、明治 22 年、町村制の施行により徳倉村が合併して清水村が成立し、昭和 38 年には町制が施行され、現在に至っています。
- ・明治期から昭和 30 年代より以前は土地利用の大きな変化はありませんでしたが、町制の施行と前後して、繊維関連産業から自動車関連産業の進出、沼津市・三島市のベッドタウン化による宅地化の急速な進展に伴い、農業主体型から商工業型へと移行し、様相が変化してきています。
- ・昭和 47 年沼津卸商社センター（卸団地）の完成に伴い企業集積が進み、多分野の企業、卸事業者による活発な産業展開が進んでいます。また、交通の要衝である国道 1 号沿道には、大型店が出店し、交通の便を活かした新たな商業ゾーンを形成しています。
- ・柿田川周辺は市街化区域となっており市街化が進んでいますが、トラスト運動など住民主体の活発な環境保全活動が行われています。柿田川は、昭和 57 年に都市緑地に、平成 23 年には国指定天然記念物となり、自然環境豊かな清水町を象徴するシンボルになっています。

(2) 自然の景観

- ・日本一の湧水量を誇る柿田川は、清水町の景観を代表するものとなっています。住民主体の活動により自然環境の保全が図られており、湧き間などの特徴的な水中の景観、多くの動植物の生育・生息地となる水辺や周辺の樹林地は、美しい自然景観となっています。
- ・狩野川・黄瀬川・境川をはじめとする大小の河川が町内を流れ、河川の合流や流れの様々な表情を楽しめる景観が身近に存在しています。また、丸池では湧水からなる水辺の景観を楽しむことができます。
- ・河川の沿岸部や丸池をはじめとし、町の各所で富士山や徳倉山、箱根山麓等への良好な眺望景観を有しています。また、町の中央部、狩野川と柿田川の合流部に位置する本城山は町のランドマークであり、また、山頂は周辺地域を一望できる眺望点となっています。
- ・広がる田園と小さな河川や用水路が流れる景観は、古くからの穀倉地帯であった町の原因風景ともなっていますが、資材置き場や駐車場への転用が多く見られます。

(3) 歴史・文化の景観

- ・昔ながらの集落地には、社寺が多く、それを取り巻く社寺林は清水町の貴重な樹林地景観となっています。また、集落地は屋敷林や生垣の多いみどり豊かな景観であるとともに、長屋門や蔵など歴史ある建物が一部に残されており、農村集落の歴史を感じる景観となっています。
- ・旧東海道は、松並木や一里塚などが保全・復元されているほか、歴史ある建物や松等を中心とした生垣が連続し、街道の歴史を感じる景観となっています。

(4) 暮らしの景観

- ・住宅地は、昔ながらの集落地をもとに発展し、その面影を残す地区が存在しています。面的な整備はほとんど行われていませんが、宅地化要望が多く、建物の用途や色彩、意匠等の様々な住宅が次々に立ち並ぶ景観となっています。住宅の庭には、生垣や庭木、草花等が植栽されているほか、地域住民の手による花壇等の植栽が見られます。
- ・国道1号沿道に郊外型の大型商業施設が集積し、多くの人々が来訪するにぎわいのある商業景観が形成されています。またその他の主要道路沿道にも郊外型の商業施設が多く立地しており活気のある景観となっていますが、建物や広告物の意匠等は統一感に欠ける景観となっています。
- ・工業地は、町北西部の工業地域に多く、一部では植栽等による景観配慮が見られますが、多くは高い塀に囲まれるなど無機質な景観となっています。
- ・多くの町民が利用する公共建築物の多くは、ユニバーサルデザインの導入が図られています。また、植栽によりみどり豊かな景観が形成されていますが、建物の意匠等は施設により様々となっています。
- ・柿田川公園や総合運動公園、狩野川ふれあい広場などの公園や広場等は、樹木や草花の保全や植栽により豊かなみどりの景観となっています。オープンスペースには多くの人々が訪れ、憩いの景観が見られます。

1-4 景観づくりの課題

景観づくりの課題を以下に整理します。

(1) 清水町独自の自然景観・眺望景観の保全・活用

- ・ 柿田川の水の中景観など、町独自の自然景観の保全
- ・ 富士山や徳倉山、箱根連山への眺望景観の保全
- ・ 観光資源ともなる自然を楽しめる眺望点の形成などの空間づくり

(2) 旧東海道や農村集落の歴史を感じる景観の維持

- ・ 旧東海道の歴史を伝える要素の維持（社寺・建物・一里塚・松並木等）
- ・ 農村集落の歴史を伝える要素の維持（社寺・建物・道祖神等）
- ・ 都市型農業の展開等、他分野の施策との連携による農地景観の維持

(3) 清水町らしい住宅地景観の形成

- ・ 柿田川・狩野川の河川のみどりを活用した住宅地景観の形成
- ・ 徳倉山のみどりと調和した住宅地景観の形成
- ・ 住民一人ひとりの緑化や意匠の工夫による景観への配慮の充実
- ・ 周辺景観へ配慮のない建物等の景観コントロール
- ・ 住宅都市らしい特徴のある住宅地景観の形成

(4) 景観づくりのモデルとなる公共施設景観の形成

- ・ 湧水・公園通り周辺におけるみどりのシンボルロードの維持
- ・ 町役場等の公共施設の緑化の維持及び公共施設の景観配慮
- ・ 都市計画道路や公園等の整備の際の景観形成

(5) 開発行為など大規模な事業の際の景観コントロール

- ・ 適正な土地利用の誘導等、他分野の施策の連携による無秩序な市街化の抑制
- ・ 新たな土地利用の際の景観誘導の仕組みづくり
- ・ 雑種地利用（資材置場や駐車場など）等、移り変わる途中における景観誘導

(6) 道路の役割に応じた沿道景観のコントロール

- ・ 国道1号沿道における清水町の玄関口となる景観の形成
- ・ 主要道路沿道における屋外広告物や建物等の景観誘導
- ・ 地域の主要軸となる道路景観の形成

(7) 周辺環境に調和した産業景観の形成

- ・ 商業地におけるにぎわい景観の形成
- ・ 工業地における周辺の居住景観への配慮
- ・ 卸団地周辺における統一感ある景観づくり

